

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(風水害：ハザードマップ)

当市は、鈴鹿山麓を源流に市内を流れる鈴鹿川・安楽川・椋川・中ノ川などの河川を有していることから、浸水害のリスクが比較的高い地域であると言える。

近年、巨大化する台風や集中豪雨が多発する中において、浸水害については、治水・砂防対策の進行により、大河川での氾濫は少なくなり、椋川左岸に位置する椿世町（椿亀川合流部）や市中心部の本町や北鹿島町で排水不良による被害が発生しており、外水氾濫から小河川や排水路の内水氾濫による被害へと変化してきている。

当市のハザードマップによると、当所が立地する亀山地域において、0.5mから3mの浸水が予想されている他、最大で5mから10mの浸水被害が予想されている。

直近では、令和6年8月に発生した台風10号において、河川の水位の上昇、土砂災害の恐れ等により広い範囲に避難情報を発令したものの、市内での大きな浸水害はなかった。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市は、鈴鹿山麓を含む山脈南東地域に位置し、西部の大部分は山地で、その谷間を中心に集落を形成し、北西部は比較的急峻な山地地形ゆえ、崩壊（跡）地が多く認められるなど、山地や丘陵地が多く存在していることから、土砂災害のリスクが比較的高い地域であると言える。

土砂災害については、一部で履歴が確認されている他、市内には山地・丘陵地・段丘地・段丘崖といった斜面が広い範囲を占め、事業所や人家が接近する土砂災害警戒区域も多く存在し、北西部の山地部では、風化花崗岩の表層崩壊地が多数分布しており、潜在的に崩壊・土砂流出の危険性を持っている地域である。

(地震：J-SHIS)

当市には、布引山地東縁断層帯（西部）を構成する活断層の一部である明星ヶ岳断層や白木断層などが存在するとともに、発生が危惧される南海トラフ地震については、国の南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けており、最大で震度6強の地震の発生が想定されている。さらに、今後30年間に地震が発生する可能性は、日本の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

その一方で、内陸部に位置する本市は、津波の被害は心配なく、強震動対策を中心とした防災・減災対策が求められる。

(感染症)

新型インフルエンザは、十年から数十年に一度の周期で発生し、世界的な流行を繰り返しているが、新型コロナウイルスのような感染症は、市民の多くが変異株に対する免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市の多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業事業者数 1,426者

・小規模事業者数 1,068者

出典：総務省（令和元年経済センサス基礎調査より）

（三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課調べ）

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・ 亀山市地域防災計画
- ・ 防災訓練の実施（令和6年10月19日実施）
- ・ 防災関連備品の備蓄（市内3か所の防災倉庫にて保管中）
- ・ 亀山市業務継続計画（令和2年2月策定）
- ・ 亀山市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年度中策定予定）
- ・ 亀山市水防計画（令和4年3月）
- ・ 行政機関、民間企業、団体等との防災協定の締結

2) 当所の取り組み

- ・ 事業者BCPに関する国・県の施策の周知等、啓蒙活動の実施
- ・ 事業者BCPに関する当所経営指導員向けの研修への参加
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 三重県中小企業共済協同組合等と連携した各種共済制度への加入促進

II 課題

これまでの取り組みにおいて、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定制度等、事業者BCPに関する国・県の施策の周知や策定支援は実施しているものの、未だ十分浸透しているとはいえない状況である。

また、現状では、平時や緊急時の強靱化への対応を推進するノウハウを持った人員が未だ十分ではなく、損害保険や各種共済制度に対する助言を行うことができる職員も不足している。

III 目標

・ 市内の小規模事業者等に対し、自然災害や感染症等のリスクを再認識してもらうよう、今一度、事前対策の重要性を広く周知し、啓蒙を図るとともに、事業者BCPの自主的な策定を促す。

・ 発災時や非常時における連携・協調を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告等、連絡ルートを構築する。

・ 自然災害の発災後、速やかな復興支援策を行うことができるよう、また、域内において、感染症の流行時には速やかに拡大防止措置を行うことができるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。その際、感染症は発生 of 具体的なタイミングがないことに予め留意する必要がある。

※ その他

- ・ 上記内容に大きな変更が生じるなど、必要な場合は、速やかに三重県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

亀山市地域防災計画と本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症拡大時において応急対策等へ速やかに取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等、リスクの周知

- ・経営指導員等の巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（各種共済への加入等）について説明する。
- ・広報誌やホームページにおいて、国の施策や感染症対策を含むリスク対策の重要性の周知の他、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、BCP（即時に取り組む可能な簡易的なもの他、三重県版経営向上計画上の取り組みを含む）策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する各分野の専門家を招き、小規模事業者等に対する普及啓発セミナー等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所では、令和2年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・地元金融機関のシンクタンクや損害保険会社等と連携して専門家の派遣を依頼し、主に当市内の小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー等を開催する。
- ・関係機関（行政等）への普及啓発ポスター等の掲示や、上記セミナー等の共催、後援を依頼する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP等、取り組み状況の確認を必要に応じて行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震）が発生したと仮定し、当市と当商工会議所の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもないが、そのうえで、下記の手順で市内の被害状況が把握できた場合、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、直ちに職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況情報（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で可能な限り共有する。）
- ・発災後等、職員自身の目視で命の危険を感じたり、感染症流行等、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合のような状況下では、まず職員自身の健康・安全を担保したうえで、可能な場合は出勤する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模を把握したうえで、応急対策の方針を決める。
- ・職員自身が被災するなどにより、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

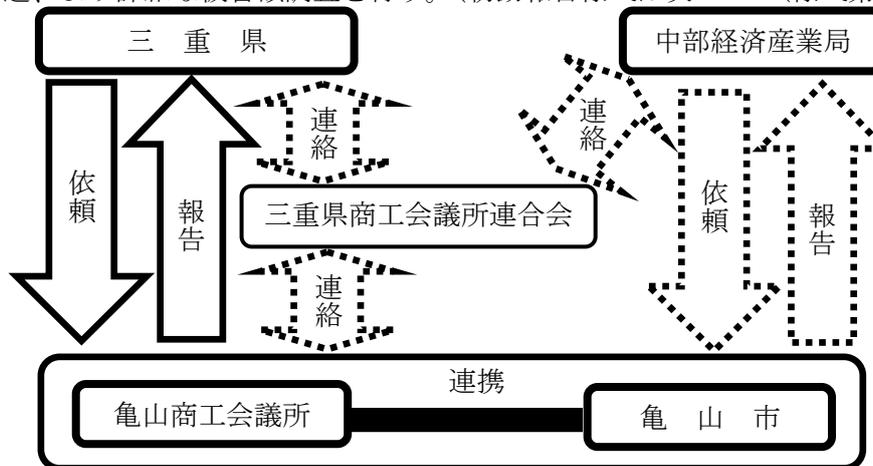
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等の共有に努める。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する。
1週間～2週間	2日に1回以上共有する。
2週間～1ヵ月	1週間に1回以上共有する。
1ヵ月以降	2週間に1回以上共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、市内の小規模事業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当所と当市は、自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・共有する情報は、国や三重県等からの通報や方針に基づき、当所又は当市から三重県へ報告する。
- ・初動報告において甚大な被害の発生が認められた場合、激甚災害指定等に資するため、可能な限りにおいて、別途、より詳細な被害額調査を行う。（初動報告様式は次ページ(様式第3)を参照)



< 4. 応急対策時の市内の小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、亀山市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、必要に応じて特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・市内の小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、亀山市等の施策）について、市内の小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、または、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知の他、必要に応じて相談窓口の開設等を行う。

< 5. 市内の小規模事業者に対する復興支援 >

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災した小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、必要に応じて他の地域からの応援派遣等を三重県、亀山市、全国団体等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

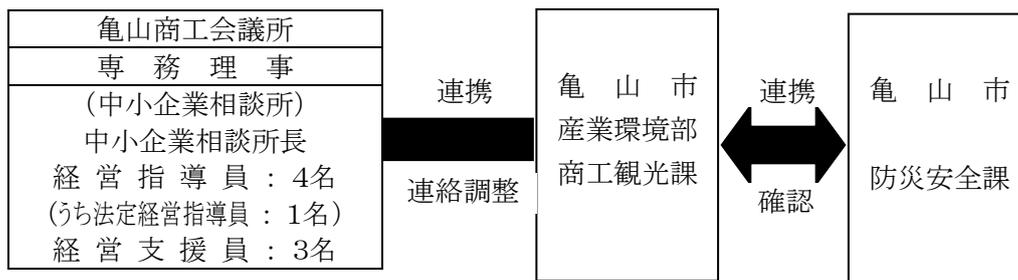
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制（亀山商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／亀山市の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／亀山商工会議所と亀山市の共同体制／経営指導員の関与体制等



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 宮崎 博功 (連絡先は後述 (3) ①参照)

経営指導員 金谷 浩幸

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (年1回以上)

(3) 商工会議所、関係市連絡先

①亀山商工会議所

亀山商工会議所 中小企業相談所

〒519-0124 三重県亀山市東御幸町39番地8

電話：0595-82-1331、FAX：0595-82-8987、E-mail：info@kameyama-cci.or.jp

②亀山市役所

亀山市産業環境部 商工観光課 商工業振興グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

電話：0595-84-5049、FAX：0595-82-9669、E-mail：shokogyo@city.kameyama.mie.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・専門家派遣費	200	200	200	200	200
・セミナー等開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
亀山市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等

【 災 害 名 】にかかると被害状況報告（初動 24 時間）

報告団体名 _____
 記入者所属 _____
 記入者氏名 _____
 連絡先(TEL) _____

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
□	(1)大規模な被害がある	・ 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・ 被災が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
□	(2)被害がある	・ 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
□	(3)ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。
備考（把握している具体的な被害等） (例) ●×鉄工所 (○○地区)：床下浸水、レストラン□○ (○△地域)：強風で看板が落下 スーパー▽▲ (□△町)：停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった		